国語史資料としての木簡

——藤原・平城両宮跡出土の木簡について——

阪倉篤義

(一)

奈良市の西方に方約一キロの地域をしめる平城京跡の北隅の一土壙中から、昭和三六年一月、四一点の木簡・木札の類が発見されて以来、木簡資料が、あらためて人々の注目を集めるやうになつた。奈良国立文化財研究所による平城宮跡の発掘調査はその後もひきつづき行なはれて、今日までに、すでに約二万点の木簡が検出されてゐる。

一方、大和三山に囲まれた藤原京跡では、その北方地域が国道一六五号線の橿原バイパスの通過予定地になつたため、とり急ぎその地区の遺構を調査する必要が生じ、昭和四一年一二月以来、奈良県教育委員会の手によつて発掘調査が開始された。ここからもまた、すでに一三〇〇点におよぶ木簡が発見されてゐる。

わが国における木簡は、もちろん、これらが初出ではない。正倉院所蔵のものや、秋田県払田柵出土のものその他が、それまでにも知られてゐたし、最近にも難波宮跡からの発見が報告されてゐる。しかしながら、内容的にきはめて限られてゐる、これら数点づつのものに比して、みぎの両京跡出土のものは、その数が圧倒的に多く、したがつてまた、その内容において比較にならないほどの豊富さを誇つてゐる。その時代は、藤原宮跡出土のものは、その年代の示すところ当然のことながら持統八年（六九四）―和銅三年（七一〇）の藤原時代に集中し、平城京跡出土のものは、古く和銅二年のものもあるが、大部分は奈良時代中期以後に集中するやうである。古代史研究の資料としてはもちろんのこと、国語史の資料としても、わ れわれは、今後なほ多数に発見されるであらうこの種の木簡資料に、大きな期待をよせることができさうである。

ただし、断つておかなければならないのは、この二万何点といふのは、たとへわづかでも墨痕のあるかぎり、小片や剝片をもすべて含めての数であつて、そのうち、実際に資料として利用し得るものは、現在までのところ、その約三割であらうといふことである。ことに、その中には各地からの貢進物の付札が多数に含まれてをり、そこに記載された地名・官司名・品名・数量等は、文字や語彙の資料として、もちろん役立て得るけれども、いはゆる国語資料としては、やや間接的であるものが少なくない。その他の文書風のもので

直接に国語資料として利用できるのは、右の三割のうちのさらにまた一部であることを覚悟しなければならない。したがつて、現状においては、これらの木簡の、国語資料としての価値は、いまだ十分に論じ得る段階ではないと言ふべきであらう。これまで、平城京跡出土の木簡に関しては、「平城宮発掘調査報告　Ⅱ」「奈良国立文化財研究所年報一九六四―六八」「平城宮発掘調査出土木簡概報㈠―㈣」（以上、何れも奈良国立文化財研究所刊行）に、藤原京跡のそれについては「藤原宮跡出土木簡概報」（昭和四三年三月　奈良県教育委員会刊行）に、それぞれ報告がなされてゐる。筆者また、それらに基いて、「日本語の歴史3」（昭和三九年　平凡社刊）に平城宮跡木簡に関する小文を寄せたこともあるが、ここには、右の「概報」入手困難な読者のために、それ以後の両京跡出土木簡をもとりまとめて、報告的な記述を行なはうとするものである。なほ、本稿を草するにあたつて、藤原宮跡木簡に関しては、主としてその整理に当られてゐる上代史専攻の京大助教授岸俊男氏から、また、平城京跡のそれに関しては、奈良国立文化財研究所技官の狩野久氏から、種々教示を得たことを記しておく。

（二）

藤原宮跡において、木簡が出土してゐるのは、主として、宮域の北側の外堤かと目されるところと、この溝に向つて宮域内から北流する溝、および、その東にこれと平行して走る溝などの中からであるが、このあたりは、もと内裏周辺の地区と目されるところである。また、平城京跡において木簡が発見されたのは、今日までに発掘の行なはれた諸区域、すなはち宮域北東部から東辺にかけての官衙地帯を中心として、その他、東南隅、西南地域、南西中央の朱雀門附近、中心部北半の第一次内裏想定地等々である。やはり、溝・土壙・井戸・柱穴・土器溜りなどの中から発見されてゐるが、付札の類が比較的諸所に分散してゐるのに対して、文書風のものは、内容的に関聯あるものが、ある一ケ所に、かたまつて検出される場合が多い。たとへば、

去上位子従八位上伯祢広地年卅四　河内国安宿郡

のごとき、考課選叙に関する内容のもの（その多くは、天平宝字末年から、神護景雲年間に集中する）が、宮域東南隅の南面大垣北の雨落溝から夥しく検出されたが、これは、同時に出土した、

大学寮解　申宿直官人事少允従六位上紀朝臣直人　神護景雲四年八月卅日

のごとき大学寮・散位寮の文書とともに、あきらかに式部省関係のものである。また、宮域東面の大垣築地の東側の溝から、

（表）造酒司符　長等若湯坐少鎌　大甘名事　日置薬

（裏）直者言従給状知必番日向□――

のごとき造酒司関係のものが多数に発見されたのは、この附近に造酒司またはその工房があつたことを推定せしめるに十分であらう。この溝の北に、大型の井戸が二つあるのも、その用水のためのものであつたと考へられる。（一九六五年「年報」参照）

藤原宮跡の前述の溝から、

御前申薪二束受給

と、薪の支給を請求する文書の類や

膳職白主菓餅申解解（ママ）

のごとき解文が検出されたのも、このあたりに膳職がおかれてゐたとすれば、うなづかれることである。一方、付札が各所に散在する

のは、物品が、これを付したままで諸所に運ばれ、また、保存されたためであらう（狩野氏教示）。

ところで、木簡は、いふまでもなく、溝や土壙に（位層をなして）堆積した土砂中から検出される。たとへば、平城京跡の第二次内裏外郭築地の東に南北に走る玉石積の溝の場合、溝底からは天平初年、中層には天平宝字年間、最上層からは延暦元年の年号を有するものが検出されるといふやうな例がある。問題は、それらがどのやうにして溝や土壙中に埋もれるにいたつたかといふことである。この点が、今日に残存する木簡の資料的性格を見極めるうへに、特に重要であらう。木簡を、いかなる種類の言語資料として利用するかは、これによつて自ら決定されるはずである。

土壙や井戸や溝から木簡が発見される場合、それらには大抵、人形・火鑽臼・糸巻・紡錘車・杓子・箸・麻縄・薦・籠・檜皮などから、土器片・瓦・木の枝・葉、それに栗・柿・桃・胡桃などの種子等々にいたる雑多な伴出物がある。すなはち、今日検出される木簡の多くは、使用中に折損したり、あるいは、何度も削りなほして利用するうちに遂に使用にたへなくなつたりして、廃棄のやむなきにいたり、溝や土壙の中に、他のゴミと共に投げ捨てられたものと想像されるのである。今日われわれの目にふれるものの中には、ほぼ完全な形を存して、なほ十分使用にたへ得たと思はれるものも、少数は混じつてゐる。しかし、その他の大部分をしめるものが、すべて折れ、あるいは割れなどした、資料としては不完全な形のものや、削り屑の類であるのは、みぎの点よりして、はじめからむしろ当然のことだつたのである。いふならば、これらは、捨てられたことによつて、千年の後にふたたび日の目を見るを得たものであり、当時このほかに、なほ多数実用に供されてゐたであらう完全な木簡類は、なまじ別に殿中に保存されてゐたがゆゑに、かへつて殿舎と運命をともにして、永久にその姿を消したものと想像される。

かうして、今日残存する木簡類の多くは、すでに一往の役目を果した余り者の群なのであり、したがつてそこに記されてゐる文言には、(A)かつて正式の文書として使用されたときの面影を（不完全ながらも）とどめてゐるものがあると同時に、また(B)廃棄品としての気易さから、あるいは習書のあとをとどめ、あるいは落書風な記載を残し、あるいはまた下書かと思はれる文章の一節を記すものなどがあるのである。両者は、むろん、しばしば同一の木簡の同一の面上に共存し、また、一つの文言について、それがこの二種類の何れに属するか判定しにくい場合も少なくはないが、言語資料として利用するに当つては、まづこの二種類を区別して取扱ふことが必要であらう。一方、(C)付札の方は、それらの付せられた物品が消費し尽くされると同時に、その、内容物を表示するといふ機能は完了して、自然に脱落し、または廃棄せられたものであらう。付札には比較的完全な形態を保つものが多い（中には、上下の切込みに、当時、品物にしばりつけた紐をそのままに残すものさへある）のは、これらが全体に小型である——大体、長さ10cm、幅2cm前後——ことにもよるが、主として、みぎのやうな事情によるところが多いと考へられる。

（三）

以上、文書風のものを(A)(B)二つに分け、付札の類を(C)として、木簡資料を内容的に三種類に分けたとき、われわれが興味をひかれる

ものは、やはりまづ(A)類(B)類の二つである。

(A)類は、木簡が、当時いかなる表向きの用途に当てられてゐたかを示すものであるが、既発見のものの記載によつて推量するかぎりでは、木簡は、まづ第一に直接の伝達用文書として使用されてゐたと思はれる。すなはち、符・解・移・牒など役所相互の連絡用公文書から、召喚状・請求支給伝票・送付状・申請書の類、あるいは報告書や個人の解・啓状などであつて、紙の使用がすでに一般化してゐた当時にあつても、簡単な内容の伝達には、木簡がむしろ実用的に便利なものとして、頻りに利用されたことが、想像される。

解や符については先に各一例をあげたし、その他、移・牒などについては、いちいち例をあげることは省略するが、召喚状には、兵衛府からの、

(表) 府召　牟儀猪飼　右可問給依事在召宜知
(裏) 状不過日時参向府庭若遅緩科必罪　(平城出土)

翼大志・小志
四月七日付懸若□

のごとき、また式部省よりの、

(表) 式部省召　□度皆万呂
(裏) □九日　(平城出土)

のごときが数通ある。請求伝票も、前に二、三の例をあげたが、その他、

□奉入　此宮酢盡　(藤原出土)

必今日還奉入

は、どこかの宮殿よりの酢の請求書であり、

北西門請火事□　(平城出土)

は、北西門より火種を請求したものであり、

(表) 請縄参拾了　右為付御馬并夜行馬所請
(裏) 如件　神護景雲三年四月十七日番長非浄濱　(平城出土)

は、番長が馬につけるための縄を請求したもの、

人給所請　鰯肆拾隻海藻湯料四月十五日巨勢マ諸成　(平城出土)

は、海藻湯の料として鰯四〇匹を給付せんことを巨勢部諸成が請求した伝票である。

逆に、

三千代給煮□　(藤原出土)

は、県犬養橘宿弥三千代（？）に、何かの煮物を給付したときの書付かと想像され、

(表) 官舎人懸志己等理　受物戸四口
(裏) 天平勝宝八歳八月十六日　(平城出土)

は、受領証である。また、

(表) ……申請月借銭事□　(平城出土)

といふのは、正倉院文書の写経生の給料前借の申入れと通じるものとして、興味ふかい。

一般に、書状的役割をはたした文書には、

(表) 恐々謹々頓(直)□
(裏) 受賜味(物)□　(藤原出土)

のやうに、「恐々謹請申」、「謹々白」、「御前申」「謹牒申」「謹解申」などの文句が用ゐられてゐる。送付状としては、たとへば造営に際しての使用材料の送付を報じたものなどがあるが、(C)の貢進物の付

札も、これの一種と見ることができるであらう。

木簡は伝達に便といふ意味で、みぎのやうな種々の連絡用文書としての用途にあてられたが、その有効性を最も発揮するものの一つとして後世までも同じ形式が襲用されたのは、関所手形（通関用身分証明書）である。平城京朱雀門地区から発見された、長さ66・5㎝、幅3.5㎝の過所の札は、表裏に、

（表）関々司□（前カ）解近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿伎勝足石許田作人

（裏）同伊刀古麻呂大宅女右二人左京小治町大初上笠阿曽弥安戸人右二送行乎我郡　鹿毛牡馬歳七　里長尾治都留伎

と記されてあつて、過所が本来一種の伝達文書であつたことをよく示してゐる。（なほ、これの年代は、一九六五年「年報」所載の田中琢氏の説によれば、平城宮創設当時のものかと推定される）。

木簡の第二の用途は、これを、記録用文書として、行政上の実務に使用することであつた。前述の式部省関係の考課選叙に関するものは、もちろんその一つであるし、また、これに関係あるものとしては、「続労銭」の付札九点も発見されてゐる。その他、兵衛に関係あるものとして、内裏の諸門の守衛の上番割当札があり、また近衛に支給する食料を書上げたものや、長さ70㎝、幅4.4㎝に及ぶ大型の木簡に、

（表）病二人　男□□　巳上二人官原大万呂薪　刀佩逃　稲人　病
見十三人　黒金逃　五百嶋　少咋薪　良否万呂　奴飯万呂盛　殿万呂　内□

（裏）原採杭材遣盛二束□平天平勝宝八歳十一月九日上野豊濱

（平城出土）

のごとく使役の奴隷関係のことを記録したものもある。

この外になほ、官職人名が列記されてあつて、何のための記録か直ちには判明しないやうなものなどいろいろあるが、すべてみぎのうち、考課や勤務割当に関するものは、個人別にしてカード式使用に宛てるのに木簡が便利であつたことが考へられるし、また(C)の物品表示の付札なども、その使用法や耐久性から見て当然木簡が適当であつたと考へられるものである。しかし、それ以外のもので、すでに紙の使用が可能な当時に何故あへて木簡が使用せられたか、その事情が十分明かにしにくいものは、なほ残るであらう。

これらのことは、言語生活史の問題として今後の考究をうながすものであるし、また、文章史や語彙史の資料としても、これら(A)類（乃至(C)類）の木簡は、もちろん、種々に利用することができる。たとへば、前掲の兵衛府からの召喚状に、「可問給依事在召」とあるのは、「問ひ給ふべき事あるに依りて召す」と訓ませるのであらうが、これは、この種の実用文が、すでに和習のいちじるしいものであつたことを示して余りがない。

（四）

しかしながら、直接に上代国語の材料を提供するものとして有用なのは、やはり(B)類の資料である。これらは、しばしば、みぎの(A)類の木簡の一隅や裏に、戯れ書き風に書きつけられたり、草稿風に書かれたりしてゐて、文として完結しない断片的なものが多い。だが、このことは、ある意味で、われわれにとつてむしろ有用なのである。これらが、くだけた場面における、なまのことばを反映してゐるであらうといふこと、そして、かうした手習や下書きに用ゐた

り、落書きしたりすることは、貴重な紙と違つて比較的入手しやすく、しかも削れば数度の使用にたへる木簡であつた——ことに、これらは、前述のごとく廃棄の運命にある木簡であつた——ればこそ、心おきなく行なへたのであらうことを想ふと、むしろここに木簡資料のもつ一つの特質があると言つても過言ではない。

この(B)類のものとしては、まづたとへば、

腸断惜風景於世　（平城出土）

のごとき変体漢文式の落書があるが、この語順の自由さは、同じく出土の土師器に墨書された、「弁垸勿他人者」「炊女取不得若取筈五十」などといふ戯れ書きのそれと共通のものである。その他、

□翠梧桐□□□根采女□落葉　飄□□（平城出土）

のごとく、周興嗣の『千字文』の一部、

枇杷晩翠、梧桐早凋、陳根委翳、落葉飄颻

を書写したもの（小島憲之氏「国風暗黒時代の文学」上、参照）があるのは、文選五十六巻□□

と記したものがあることとともに、注意されるが、最も直接に国語資料となし得るものは、いふまでもなく仮名書きされたものである。たとへば、

玉尓有波手尓麻伎母知而□□（伊?）　（平城出土）

と、一面に書き下されたものは、

……玉有者　手爾巻持而　衣ならば　脱く時もなし　吾が恋ふる　君ぞ……（一五〇、天智天皇崩時婦人作歌）

玉有者手二母将巻乎うつせみの世人なれば手に巻き難し（七二九、大伴坂上大嬢贈大伴家持歌）

我がせこは多麻尓母我毛奈手尓麻伎氐見つつ行かむをおきていかばをし（三九九〇、大目秦忌寸八嶋之館餞守大伴家持宴歌）

等々、万葉集に数多く見えるものと発想をひとしくする歌の一部に相違なく、また、

津玖余く美宇我礼□□　（平城出土）

といふのも、たとへば「月夜よみうかれ云々」といふ歌の上の句でもあらうか。（「余」が夜である可能性は、この時代ならば認められようが、「宇我礼」を「浮かれ」の表記と見るには問題があるかもしれない）。

その他、

多々那都久□□　（藤原出土）

玉梓□□□□君来□□　（平城出土）

なども歌の断片である可能性が強く、かうした戯れ書きの際には、歌が、ついロをついて出たものとすれば、まことに興味がある。これらが、伝誦歌や他人の作歌を、記憶してゐて書いたものか、あるいは、その場における筆者自身の創作か（みぎの「玉梓」云々の上には、道守臣老といふ人名が記されてゐる）は、にはかに明かにすべくもないが、やはり後者の可能性が強いのではなからうか。かく考へるとき、天平十八年九月の日付ある木簡の裏に記された、

田延(?)之比等等く流刀毛意夜志己く呂曽　（平城出土）

といふ歌の「意夜志己く呂」といふ表現は、注目に値するものであらう。これは、万葉集に、

天離る　夷としあれば　そこここも　同許己呂曽……（四一八九、家持　天平勝宝二年作）

死にも生きも同心と結びてし友や違はむ我も依りなむ（三七九七、竹取翁歌）

幼婦は同情須臾も止む時も無く見てむとぞ念ふ（二九二）

のごとくに見えてゐる「同じ心」といふ語で、一種の慣用語であつたと思はれるものである。ところで、これらの歌の「同」といふ字は、従来、言ふまでもなく、オナジと訓まれて来た。オナジと同意のオヤジといふ語の存在は知られてゐたけれども、それは、天智紀歌謡の、

橘は己が枝々なれれども玉に貫くとき於野児緒に貫く

や、万葉集巻十四、東歌の、

人言のしげきによりてまをごもの於夜自枕は我はまかじやも（三四六四）

にあらはれるもので、オナジよりは古い形であるとされ、家持が、

妹も我も心は於夜自たぐへれど……（三四六四）

幹も枝も於夜自常磐に……（四〇〇六）

都をもここも於夜自と……（四一五四）

のごとくに用ゐてゐるのは、例の古語愛用癖によるものと考へられて来たのであつた。しかしながら、いまこの木簡に、中央官人の手によつて、恐らくは気軽に書きしるされた歌に、この語が用ゐられてゐるといふことは、これが、必ずしも、従来考へられて来たごとくに古語、あるいは古語の方言に残存したもの——この考へ方自体、すでに金田一春彦氏によつて訂正されてゐる——ではなくて、むしろ、オナジとはやや位相を異にする俗語的な語として、当時広く用ゐられてゐたものであることの可能性をしめしてゐる。紀歌謡や東歌のごとき、民謡性をもつ歌にあらはれてくるのはそのためであり、『地蔵十輪経元慶点』にもオヤジの訓は見えてゐる。家持はむしろ、歌語的ならざるこの語を、あへてその作歌に採用したのであつて、四一八九の「同許己呂曽」も、四一五四との表現の類同性からすれば、オヤジココロゾと訓ませるつもりであつたのであらう。オナジといふ語を含む大伴池主の歌、

月見れば於奈自国なり……（四〇七三）

は、「古人云」と題されてゐて、契沖の言ふごとく、巻十一の人麿歌集の歌、

月見れば国は同じぞ……（二四二〇）

の改作とも考へられるものであり、家持またこれに対して、「答古人云」と題して、

あしひきの山はなくもが月見れば於奈自伎里を心へだてつ（四〇七六）

と、オナジといふ語を用ゐた歌を作つてゐるところよりすれば、オナジの方が、かへつて古語的に感じられてゐた可能性さへある。

記紀歌謡に用ゐられてゐる語だからといつて、これを簡単に古語と見、東歌に用ゐられてゐる語を方言と見て、それらと奈良時代の中央語との間に、ともすれば必要以上に大きな差違を認めようとすることは、それらが記録されるにいたつた経緯や、その時代やらを考慮するならば、当然反省されなければならない。かつて亀井孝氏（「古典的文学作品に対する言語感覚の問題」国語と国文学、昭和二五年四月号）が、当時の中央においても、言語規範の統制力の弛い民衆の社会にうまれた民衆の言語は、政治や文化の上部構造に対応する貴族の言語と様式的に対立してゐたのであり、東国もまた、さういふ上層の規範の支配の弱いところであつたとして、「東歌や防人歌は、つまり、貴族

たちが、おのれらの興味から、下層の表現を文学方言として交へたうたを記録したものにほかならない」と述べられたことを、ここに思ひあはせたいのであるが、家持が防人歌の蒐集記録に熱心であつたことと、その作歌にオヤジのやうな俗語を用ゐたこととは、実は、同一の興味から発してゐたと考へることができる。木簡の筆者もまた、もちろん、いはゆる民衆の一人とは言ひにくい者であるけれども、戯れ書きをするといふ心安い場面において、固苦しい規範を脱して日常語的な用語を文字にする可能性を持つた、と考へることは、十分に可能であらう。

(五)

みぎのやうな韻文の資料に対して、仮名書の散文資料は、意外に数が少ない。長さ10㎝、幅1.4㎝ほどの薄い木片一杯に、

阿万留止毛宇乎弥可々多　（平城出土）

と書かれたものなども、何か「魚饗」に関することかと想像されるが、文意は不明で、散文か韻文かの判別もつかない。

しかし、いはゆる宣命書の文が二、三発見されてゐる。たとへば、

（表）□□御命受貴国々内憂白

（裏）□□止詔大□□乎諸聞食止詔　（藤原出土）

これは藤原宮跡出土のもので、「概報」には「御命受止食国々…」と訓まれてゐる。かりにみぎのごとくに判読してみたが、やはり文意は通りにくい（「受」は「愛」の異体字のごとくにも見える）。この様式ならびに内容より見て、あきらかに宣命と推定されるが、上部が缺損してゐるとはいへ、これで完結した宣命とは考へにくく、あるいは、札を編みあはせて、いはゆる冊の形式をなしたものの一枚かとも考へられる。時代は、伝存する最古の宣命である『続日本紀』所載の文武天皇即位の際のものよりも古い可能性があり、内容的にも、いはゆる冊書（策）本来の姿を見せてゐるものかとの推定も成り立ちさうではあるが、藤原時代になほ、さうした形式が行なはれてゐたとの明証を見つけることは困難である。あるいは、これは、宣命の草稿であつたかもしれず、いはゆる宣命書の特徴である助辞を小書きにするといふことがなされてゐないのも、そこに理由があるかもしれない。むろん、たとへば

客尓爲而妻恋為良思霍公鳥神名備山尓左夜深而鳴（一九三八）

のやうに、万葉集の歌などにも宣命体で助辞を小書きにしない様式はあつて、珍しくないが、あきらかに宣命と目されるみぎの文が、かうした形式をとつてゐるのは、なほそこまで宣命の表記様式が整へられるに至らなかつた時代の古さをしめすものか、または宣命の種類の差に基くものか、あるいはまた、これが草稿文であつたことによるものか、この一枚の木簡によつても、考へるべきことは多々あるやうである。

一方、宣命書きは、祝詞・宣命の類にかぎらず、『風土記』『皇太神宮儀式帳』『高橋氏文』『元興寺縁起』あるいは『正倉院文書』中の実用文などにも用ゐられてゐること、あらためて言ふまでもないことで、木簡の中にも、

□申然而己身者今間天地乃慈悲□□　（平城出土）

訴苦在牟逃□□夜壱時牟不怠而大尓念訴□□

而上下乃諸々尊人及小子等至流麻而尓諸々乃天地乃慈□□　（平城出土）

のごときが発見されてゐる。例の『東大寺諷誦文稿』に一脈相通じ

るものを感じさせる文面であるが、何かの願文ででもあらうか。

ところで、後者の「夜壱時牟不怠而」は、文脈から見て「(日)夜一時も怠らずして」と訓みたいところであるが、その助詞「も」の期待されるところに、みぎの文では「牟」の字が書かれてゐる。かと言つて、「一時む」と訓んだのでは全く文意が通じない。これは、一体いかに理解すべきであらうか。

一つの考へ方として、当時の俗語においては、助詞「も」が、ムのやうに発音されることがあつて、みぎの表記はそれを反映するものであらうと、することが可能であらう。まづ思ひあはされるのは、やはり東歌、防人歌の場合である。周知のごとく、これらには、中央語の「モ」に対応する音節が「ム」の仮名で表記されてゐるものがある。すなはち、

佐伎牟理〔防人〕　(四三六四、常陸)
伊牟〔妹〕　(四三六四。四三二一、遠江)
阿乎久牟〔青雲〕　(四四〇三、信濃)
可良己呂武〔唐衣〕　(四四〇一、信濃)
伎怒加牟〔来ぬかも〕　(四四〇三、信濃)

などで、しかも、みぎの四三六四の同一の作者が同時に作歌した四三六三の歌には、妹が「伊母」とも表記されてゐる。また逆に、中央語の「ム」に対応する音節が東国方言では「モ」の仮名で書かれる例が、特に助動詞「む」の場合に数多く見られるが、その中にも、

八十国は難波に集ひ船かざりあが世武日ろを美毛人もがも
(四三二九、相模)

のごとく、一首の歌に「む」「も」両形を用ゐた例がある。このやうな事実を、福田良輔博士〔奈良時代東国方言の研究〕は、当の言語主体に、「後舌母音甲oと後舌母音uとの間に音韻的差異の意識がなく、同じ音を発音しているつもりで、甲oともuとも発音していたもの」と解されてゐる。中央語と東国方言との間のo∨uの交替は、由利〔より〕(四三二一)、加由波〔通は〕(四三二四)、伊豆麻〔暇〕(四三二七)、苦不志〔恋しし〕(四三四五)、久江〔越え〕(四三七二)、加都〔門〕(四三八六)など、防人歌に広く見られるものである(逆にu∨oの事例も、東歌・防人歌を通じて、さらに多数に認められる)が、特にモとムとは、その間に音韻的差異がなかつたと言へるか否かはともかくとして、先の事例のごとく、東国語の実際の発音自体において、はなはだ近しい関係にあつたと考へられる。

東国方言において見られるこのやうな現象は、やがて、中央語においても認められたものと考へられるが、ただuとoとの交替の事例が、万葉集にも、次のごとくに認められるなかで、

ツガ——トガ〔樹名〕　タヅキ——タドキ〔手段〕　ナグサムル——ナグサモル〔慰〕　ナム——ナモ〔誂の助詞〕　ミムロ——ミモロ〔三室、ただしこれには問題があらう〕　ユ・(ユリ)——ヨ・(ヨリ)〔助詞〕　ナユタケ——ナヨタケ〔弱竹〕　ウツツ——ヲツツ〔現〕　マウス——マヲス〔申〕

その多くは、語源的に見て本来のuの音がoに交替したと見られるもので、o∨uの交替と明かに認めうるものは少ない。(マヲス——マウスは、何れとも決めかねるが、これには別に考慮すべき問題があらう)。これは、中央語と東国語との関係において、u∨o交替の事例の方が、o∨u交替の事例よりも数多く認められることと軌を一にするが、おそらく中央語においても、o∨uの交替は、より新しい現象であり、したがつてこれによつて生れた新形は、頽れた形

としての意識がつよく、歌語として用ゐられることが避けられたのであらう。

しかしながら、ヨリの交替形と考へられるユリといふ形が、前述のごとく防人歌に一例見られるほかに、宣命にも、

高御座尓坐初利由今年尓至麻弖尓　（第八詔）

のごとくに用ゐられてをり、また、万葉集にも、

……いまのをつつに　尊きろ可倍（八一三）

のごとく、助詞「かも」が「かむ」の形で用ゐられてゐる。この語もまた、すでに見たごとく防人歌（四四〇三）に現はれてゐたものであり、ことにこの歌が、沢瀉久孝博士（「万葉集注釈」五）の説かれたごとくに憶良の作とすれば、かうした俗語的な助詞が用ゐられたことの可能性は一層考へやすい。かうして助詞カモ∨カムの事例が認められるとすれば、おなじく助詞「モ」が「ム」に転じたものの存在も当然予想されるところであらう。ただ、一般に、かうしてウ列音と交替するオ列音は、中央語相互の場合でも、中央語と東国方言の場合でも、甲類であることを原則とするにかかはらず、この場合の助詞「も」は、元来乙類の仮名で書かれる語である。しかし、同様な事例は、防人歌において、中央語の「からころも」（「も」は乙類）が「から己呂武」（ただし元暦本以外は武を茂に作る）に転じてゐる場合にも認め得るところよりすれば、時代が下るとともに、これもまた起り得た転化であつたのであらう。

いづれにせよ、かうして、先に掲げた宣命書きの木簡における、小書きされた「牟」の仮名は、助詞「も」の俗語的な形が、たまたまかうした文章に顔を出したものと解することができるのではなからうか。そしてこのことは、また、助詞「なも」が、『平安朝文法史』に注意されてゐるごとく、平安初期の宣命において、

然而崇咎毛成給无可止奈无謹畏御坐須。……又皇太神乎異尓栄餝奉止之天奈毛、弥亘千継門麻呂等尓……冠授賜布。（「三代実録」二六所収　貞観十六年八月廿日、告文）

此慶乎天下国内止共尓可為止奈无所念行須　凡為人子者有悦事尓波必先都於夜乎崇餝毛乃止奈毛聞食須。（同右四一所引　元慶六年正月七日宣制）

のごとくに、「なむ」と混在し、さらにそれが、時とともに「なむ」に統一されて行く事情をも考へさせるものであつて、さうした意味でも、この木簡は貴重な存在とすることができるのではあるまいか。

—京都大学教授—